

第11章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本準備書では、対象事業に係る環境影響の項目として、大気質、騒音、振動、微気圧波、水質、水底の底質、地下水、水資源、重要な地形及び地質、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、文化財、磁界、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガスを選定し、これらの項目について調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行った。

各項目ごとの調査、予測及び評価結果の概要は、第8章に示すとおりである。

これらの評価結果から、対象事業は環境保全について適正な配慮がなされた事業であり、検討した環境保全措置を事業主体が実施することによって、環境への影響を実行可能な範囲内で回避又は低減できると総合的に評価する。

